

おくやみ手続きについて

おくやみ手続きで必要になる主な持ち物は以下のとおりです。

※亡くなられた方の状況により追加で必要な物が発生する場合がありますのでご了承下さい。

原則、死亡届を提出された窓口にて手続きを行っていただきますが、市内すべての窓口で手続きが可能です。

市役所へ返却いただく物(手元に無くても手続きは可能です)

健康保険被保険者証(国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入されていた方)、
介護保険被保険者証、年金証書、印鑑登録証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、
療育手帳、市役所から交付された各種受給者証や高齢・障害サービス関係の利用券 など

※裏面には戸籍請求等に使用していただく「委任状」があります。

ご遺族にお持ちいただく物

来庁される方の本人確認書類(※公的機関が発行している有効期限内のもの)

・1点でよいもの(顔写真付きのもの)

□ 例):マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など

・2点必要なもの(顔写真付きではないが、氏名が確認できるもの)

例):被保険者証(健康保険、介護保険)、各種年金証書など

□ ※委任状(戸籍、住民票請求手続きを代理の方が行う場合は委任状が必要になります。)

□ マイナンバーカード(年金請求者…生計同一関係のある以下の優先順位)

□ ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等内の親族

□ 預貯金通帳(喪主、相続人代表、年金請求者)

□ 印鑑(喪主、相続人代表)※認印可、シャチハタ不可

□ ◎署名をすれば原則押印不要ですが、手続きによっては必要となる場合があります。